

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和 4 年 2 月 4 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立名古屋聾学校の学科改編に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

名古屋聾学校において、教育内容の改善を図り、生徒・保護者及び就労先のニーズに応える魅力ある学校となるように学科を変更するもの。

### 2 改正内容

現行		変更後	
本科	普通科	本科	普通科
	被服科		生活デザイン科
	産業工芸科		インテリア科
	機械科		機械制御科
専攻科	普通科	専攻科	情報ビジネス科
	被服科		生活デザイン科
	産業工芸科		インテリア科
	機械科		機械制御科

### 3 施行期日

令和4年4月1日

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立名古屋豊<sup>とよ</sup>学校の項を次のように改める。

愛知県立名古屋豊 <sup>とよ</sup> 学校	聴覚障害	中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
			生活デザイン科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
			インテリア科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
			機械制御科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
			被服科	三年	募集停止
			芸産業工芸科	三年	募集停止
			機械科	三年	募集停止
		専攻科	情報ネットワーク科	二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
			生活デザイン科	二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
			インテリア科	二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
			機械制御科	二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
			普通科	二年	募集停止
			被服科	二年	募集停止
			芸産業工芸科	二年	募集停止
			機械科	二年	募集停止

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
愛知県立名古屋聾学校	聴覚障害	中学部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		高等部	生活サイン	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		生活サイン	情報ビジネス	二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
				二年	学校教育法第五十八条第二項に規定する者
		産業工芸科	機械科	三年	募集停止
				三年	募集停止
		被服科	御機	三年	募集停止
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者
メカニクス	メカニクス	三年	学校教育法第五十七条に規定する者		
		三年	学校教育法第五十七条に規定する者		
愛知県立名古屋聾学校	聴覚障害	同上	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		高等部	機械科	三年	募集停止
				三年	募集停止
		産業工芸科	被服科	三年	募集停止
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		メカニクス	メカニクス	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
				三年	学校教育法第五十七条に規定する者

愛知県立千種 <sup>ちゆう</sup> 高等学校の項以下略						
	機械科	芸科 産業工	被服科	普通科	御科 機械制	リアル 科
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年
募集停止	募集停止	募集停止	募集停止	第二項に規定する者	学校教育法第五十八条	学校教育法第五十八条 第二項に規定する者

同上						
						専攻科
	機械科	芸科 産業工	被服科	普通科		
二年	二年	二年	二年			
第二項に規定する者	学校教育法第五十八条	第二項に規定する者	学校教育法第五十八条	第二項に規定する者	学校教育法第五十八条	第二項に規定する者